

学校における働き方改革の取組状況について

1 これまでの取組

<平成29年度>

- 「学校における働き方改革取組方針」（H30.1）、「学校における働き方改革取組計画」（H30.3）の策定

<平成30年度>

- ① 学校における働き方改革取組計画に基づく取組の推進
 - スクール・サポート・スタッフの配置支援（配置市町への補助）
 小学校39校 中学校10校 計49校に配置
効果 教員1人あたり、1月あたり約7時間の勤務時間削減（6月、10月調査）
 - 部活動指導員の配置支援（市町立）、配置（県立）
 中学校20人 県立学校4人 計24人を配置
効果 1部活動あたり、1月あたり約18時間の勤務時間削減（6月、10月調査）
 - 調査文書や会議等に関する業務負担の軽減 等
- ② 市町教育委員会との連携会議の開催（年3回）
- ③ 働き方改革に関する研修会の開催（年2回）
- ④ 保護者に向けた働き方改革の取組の周知（教育しがへ掲載）
- ⑤ 夏季休業期間中の学校閉庁（休校）日の試行実施
 - 県立学校 40校
 - 市町立学校 すべての市町で同様の取組を実施
- ⑥ 教員の勤務時間の把握の実施
 - 各市町立小・中学校、県立学校について、平成30年10月における超過勤務時間が45時間超であった教員の割合を調査

平成30年10月把握結果		現況値 (平成28年度)	目標 (令和2年度)
月当たり超過勤務時間が45時間超の教員の割合	小学校	<u>61.7%</u>	小学校 81.9%
	中学校	<u>67.6%</u>	中学校 88.9%※2
	県立学校	<u>30.1%</u> ※1	県立学校 28.6%※3
			小学校 40%以下 中学校 50%以下 県立学校 15%以下

※1 県立学校は、45時間以上の教員の割合

※2 現況値の小学校・中学校は、文部科学省が実施した教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）で、1週間あたりの学内総勤務時間数（教諭）が50時間以上の者の割合

※3 現況値の県立学校は、県教育委員会の通年における勤務時間把握結果（全教員を対象）において、超過勤務時間数が月40時間以上の者の割合

2 今年度の取組

- ① 学校における働き方改革取組計画に基づく取組の推進<取組の拡充>
 - スクール・サポート・スタッフの配置支援
小学校 35 校 中学校 22 校 計 57 校に配置（支援）
 - 部活動指導員の配置（支援）
中学校 46 人 高等学校 27 人 計 73 人を配置（支援）
 - 保護者に向けた働き方改革の取組の周知（教育しがへ掲載）
 - 夏季休業期間中および冬季休業期間中の学校閉庁日の取組の推進
学校閉庁日対象期間の拡大：夏・冬合計 15 日間（県立学校）
- ② 働き方改革の加速化に向けた取組計画の改定（国答申等への対応）
 - 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会）および「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成 31 年 1 月 25 日文部科学省）を踏まえ、さらなる取組を検討し、「学校における働き方改革取組計画」を改定する。

学校における働き方改革

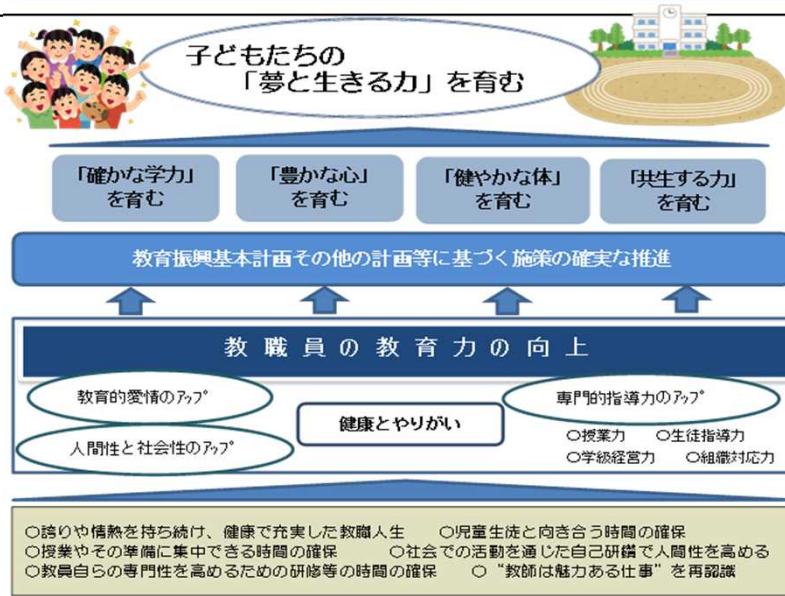
学校における働き方改革取組方針(～令和2年度)

～ 教職員が健康でいきいきと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために ～

滋賀県教育委員会



- 教育の質を高め、子どもたちの「夢と生きる力」を育むための働き方改革を推進
- 教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導に集中できる環境を整備



主な取組(学校における働き方改革取組計画)

1 学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実
スクール・サポート・スタッフ配置支援事業
[小・中学校]
スクール・サポート・スタッフを配置する市町に対して補助を実施 平成31年度当初予算 57人分

2 部活動における教員の負担軽減
部活動指導員配置促進事業[中学校・高校]
中学校、高等学校の部活動において、部活動指導員を活用し、教員の負担軽減等をめざす取組を支援
平成31年度当初予算 中学校 46人 高校27人配置

3 専門性を持った多様な人材の活用
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の推進[全校種]
いじめや、問題行動等に迅速に対応するため、専門家の配置を推進
平成31年度当初予算
S C の配置・派遣 25,391時間
S S W の配置・派遣 8,688時間

4 家庭や地域の力を学校に生かす取組
コミュニティ・スクール設置の推進[全校種]
地域学校協働活動推進員の配置の促進[小・中学校]
学校と保護者・地域住民等が、目標やビジョンを共有し、共に子どもの教育を担う仕組みを構築することで、学校教育の質の向上を図る。
平成31年度目標
学校運営協議会を設置する公立学校の割合 40%
地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている小中学校の割合 40%

5 教職員の勤務時間管理
勤務時間管理の徹底[県立学校]
学校における「働き方改革」を進めていく基礎として、自己申告の方法に、パソコンの使用時間を基礎として確認し、より適切な勤務時間の把握を進める。(市町は各教育委員会において勤務時間管理を実施)

★ **年次有給休暇の取得促進の取組**
年次有給休暇の取得促進(夏季休業期間における集中休暇の促進)[全校種]
年次有給休暇の取得促進を呼びかけるほか、お盆時期の1週間程度の県教育委員会の会議や研修を実施しない期間および学校閉庁(休校)日を設定し年次有給休暇の取得を促進。

★ **働き方に対する意識改革**
教職員の働き方に対する意識改革[全校種]
学校全体で働き方改革に取り組みとともに教員が自らの働き方を見直し、限られた時間の中で自身の専門性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うという考え方のもと、教職員の意識改革を推進

○平成31年度スケジュール○
通年 取組計画による施策、事業の実施

- 4月～ 中央教育審議会答申および文部科学省ガイドラインを踏まえた取組の検討
⇒取組計画の改定
- 7月 働き方改革に関する研修会の開催
- 8月 お盆時期1週間程度に会議や研修を実施しない期間を設定・学校閉庁日の実施
- 10月 働き方改革に関する研修会の開催
小中学校(教員)における勤務時間調査月
教育委員会広報誌に取組を掲載
- 1～2月 小中・県立学校における勤務時間の把握結果のとりまとめ
年次有給休暇取得結果のとりまとめ

○ 目標の設定

- ・超勤時間が月45時間超の教員の割合
小学校40%以下 中学校50%以下 県立学校15%以下
- ・年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数14日以上

○ 長時間勤務を改善するための基準の設定

- ・平日は午後7時までに退勤
- ・週に1日以上定時退勤日の設定
- ・月当たり超勤が80時間を超えない
- ・夏季休業期間に1週間以上の集中休暇期間の設定
- ・部活動休養日の設定
中学校 週2日以上(平日1日と週休日1日)
高等学校 週1日以上と4週あたり2日以上の週休日
- ・部活動の活動時間の設定
中学校 平日概ね2時間以内、週休日概ね4時間以内
高等学校 平日概ね3時間以内、週休日概ね4時間以内
- ・朝練習は原則行わない